

大磯町監査公表第 3 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年 7 月 12 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類 定期監査

2. 監査の対象部課等 政策総務部総務課

3. 監査の範囲及び事務 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに執行された平成 30 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間 平成 31 年 4 月 24 日から令和元年 6 月 11 日まで

5. 監査の方法及び監査項目 平成 31 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。 なお、監査に際しては、監査対象課である総務課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要 職員の定数管理及び人事管理の総括、職員の給与・採用・研修・福利厚生等に関すること、姉妹都市・国際交流・平和に係る事業に関すること、行政訴訟の総括・文書法制・情報公開等に関すること、町有施設の設計・監理・営繕、本庁舎・保健センターの維持管理に関することを行っている。

7. 監査の結果 平成 30 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。 (要望事項)

職員の働き方改革の視点から、管理者は、振替取得について課員の振替状況を確認し、その取得に対し留意すべきである。特に総務課は、職員全体を把握し管理監督する役割も担っている部署でもあるので休暇取得、時間外削減についても留意いただきたい。